



お知らせ

令和5年5月2日

総務部危機管理課	
担当者	主査 小竹 孝典
電話番号	0869-22-3904(直通)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と広域水災発生時の 共同取組に関する覚書を締結します

平素は、市行政推進に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と広域水災発生時の共同取組に関する覚書締結式を催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和5年5月17日(水) 午前10時～
- 2 場 所 瀬戸内市役所 応接室
- 3 出席予定者 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 岡山支店 支店長 ほか
- 4 概 要 瀬戸内市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社とは、令和3年2月9日付で「地方創生に関する包括連携協定」を締結しています。その協定に関連して、瀬戸内市内で豪雨等による水害が発生した場合に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が、業務で撮影した写真を契約者へ提供することや、罹災証明書の早期申請について瀬戸内市のホームページを案内することなどを通して、瀬戸内市の罹災証明書の発行に関する対応及び対策を推進し、もって協定に掲げる地方創生の実現に寄与することを目的とするものです。